

鎌ヶ谷市施策評価表(事後)

施策No.412

記入日 平成25年 7月30日

点検日 平成25年 8月 9日

施策名	効率的で健全な行財政運営の推進	施策担当マネージャー	総務企画部副参事	マネージャー氏名	河崎 啓二	内線	350
政策展開の基本方向	4 計画の実現のために	政策	4.1 計画の実現のために				
関連計画・根拠法令等	①地方自治法 ②地方分権改革推進法 ③地方公共団体の財政の健全化に関する法 ④						

1. 施策の目的・成果	(1) 施策の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。)							
	市の行財政運営全般							
	(2) 施策の意図(対象をどのような状態にするのか)							
	行財政運営を効率的で健全なものとする。							
	(3) 施策の成果							
		指標名	単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	目標値 (目標年度27年度)
	施策	経常収支比率	%	93.3	91.3	91.9	89.9	95.0
		市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合(市民意識調査)	%	—	—	—	—	28.0
		職員一人あたりの人口	人	150.9	154.2	156.8	158.4	160.3
	基本事業	将来負担比率	%	60.0	27.7	9.8	0.7	55.0
実質公債費比率		%	7.8	6.4	5.2	4.1	5.0	
経常収支比率		%	93.3	91.3	91.9	89.9	95.0	
「後期基本計画」目標達成率		%	—	—	—	—	80.0	
行政の簡素化や事務の合理化が進んだと思う市民割合(市民意識調査)		%	—	—	—	—	22.0	
職員数		人	704	696	691	687	673	
行政の簡素化や事務の合理化が進んだと思う市民割合(市民意識調査)		%	—	—	—	—	22.0	
	市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合(市民意識調査)	%	—	—	—	—	28.0	

2. コストの推移	コスト・指標	年度	単位	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算見込み額	平成25年度 予算額	目標年度( 年度) 今後の計画総額
		(1) 総事業費 自動計算	千円	3,683,042	4,600,841	4,538,450	4,666,390	3,481,052	0
	①国庫支出金	千円	5,648	42,475	5,486	10,751	11,063		
		②県支出金	千円		1,029				
		③市債・その他財源	千円		42,891			78,371	
		④一般財源	千円	3,677,394	4,514,446	4,532,964	4,655,639	3,391,618	
	(2) 総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間 /年	251,849	259,142	256,483	261,638	0	0	
	①正職員(時間内)	時間 /年	206,683	199,536	213,253	215,775			
		②正職員(時間外)	時間 /年	11,454	16,107	13,738	12,771		
		③非常勤職員	時間 /年	33,712	43,499	29,492	33,092		

3. コスト説明	(1) 市民一人あたりコスト	円	4,288	(2) 全施策中の順位	この施策は、全42施策中	4	番目にコストをかけています。
----------	----------------	---	-------	-------------	--------------	---	----------------

平成24年4月1日常住人口:108,816人

4. 環境分析	(1) 過去5年間で施策を取り巻く環境はどのように変わったか	平成12年4月施行の地方分権一括法により、地方自治体は自ら考え自ら実行する「自立自治体」としての対応が求められ、市町村合併や三位一体の改革が促進された。本市は三位一体の改革の結果、財政が悪化し、厳しい財政運営を迫られることになり、財政健全化法により、19年度決算から各種指標の公表が義務付けられることとなった。一頃よりも経常収支比率等財政指標は改善したが、少子高齢化に伴う扶助費等義務的経費の増加が想定される中において、持続可能な行財政運営をどのように行っていくのかが関心が高まってきている。	(2) 今後施策を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	平成12年度に地方分権一括法、平成18年度に地方分権改革推進法など地方分権が進展し、近年では「地域主権改革」として、平成22年度に地域主権戦略大綱の決定、23年度には第1次一括法が成立し、条例制定権の拡大、義務付け、枠付け廃止などが行われた。今後も権限委譲が進む中で本市としても自らの責任の下で必要な施策を実施していく必要がある。
	(3) 施策について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見等)		(4) 国・千葉県の方針並びに関係法規等の変化	平成19年度に財政健全化法成立、21年度地方分権改革推進計画閣議決定、22年度地域主権戦略大綱閣議決定、23年4月地域主権改革第1次一括法成立



平成23～24年度施策に関する施策評価 事務事業の優先度集計票

施策名 効率的で健全な行財政運営の推進

注記 ①施策の中で優先度が高い事務事業から順に、A→B→Cの3区分で表示しています。  
 ②優先度の判断は、「施策貢献度」「行政の果たす役割の大きさ」「投資効果」「市民ニーズ」「緊急性」の5つの尺度で相対的に判断した結果です。

順位	事務事業名	担当課
A	庁舎耐震改修事業	契約管財課
	財政調整基金積立に要する経費	企画財政課
	公共施設整備基金積立に要する経費	企画財政課
	人事管理に要する経費	総務課
	減債基金積立に要する経費	企画財政課
	オンライン業務に要する経費	総務課
	市税の徴収等に要する経費	収税課
	市民税課税事務に要する経費	課税課
	固定資産税課税事務に要する経費	課税課
B	諸税課税事務に要する経費	課税課
	徴収事務に要する経費	収税課
	企画事務に要する経費	企画財政課
	教育委員会運営に要する経費	教育総務課
	監査委員事務局の運営に要する経費	監査委員事務局
	議会事務局の運営に要する経費	議会事務局
	借入金元金償還金に要する経費	企画財政課
	教育委員会事務局の運営に要する経費	教育総務課
	財務管理に要する経費	企画財政課
	税務地図情報システムに要する経費	課税課
	財産の取得等に要する経費	契約管財課
	庁舎管理に要する経費	契約管財課
	市税の賦課等に要する経費	課税課

順位	事務事業名	担当課
C	借入金利子償還金に要する経費	企画財政課
	契約事務に要する経費	契約管財課
	職員研修に要する経費	総務課
	出納事務に要する経費	会計課
	情報推進に要する経費	総務課
	文書管理に要する経費	総務課
	給与管理に要する経費	総務課
	工事検査に要する経費	契約管財課
	庁用車管理に要する経費	契約管財課
	秘書事務に要する経費	秘書広報課
	統計事務に要する経費	総務課
	福利厚生に要する経費	総務課
	※法定受託事務（優先順位付け対象外）	
	諸統計調査事務に要する経費	総務課
	戸籍住民基本台帳事務に要する経費	市民課